

琉球大学 QUEST 基金 国際交流支援事業
令和 7 年度 大学院学生の海外留学奨学金 募集要項

1 趣 旨

琉球大学（以下「本学」という。）は、海外の大学や研究機関等への留学を希望する本学研究科の正規課程に在籍する大学院学生に対し、給付型奨学金及び留学準備金（以下「奨学金等」という。）を支給することにより、学生が海外における研究経験を積み、国際的な視野を有し、寛容で柔軟な思考能力を持ったグローバル人材の育成に資することを目的として本事業を実施する。

2 応募資格及び要件

奨学金等に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含みますが、定住者は含まれません。）
- (2) 本学研究科の正規課程に在籍したまま、令和 7 年度中（2026 年 3 月 31 日まで）に海外の大学や研究機関等において研究活動を開始する者。（休学者の申請も可とする）ただし、短期交換留学による派遣は対象外とする
- (3) 留学期間が 14 日以上 1 年以内であること（渡航にかかる期間は留学期間に含まれません）
- (4) 申請時の通算 GPA が 3.80 以上である者
- (5) 海外留学期間中に、他の機関から助成を受けることがない者
- (6) 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域ではないこと
- (7) プログラム開始前及び帰国後 1 ヶ月以内に BEVI-J を受検すること

3 支援内容

- (1) 奨学金
 - ・アジア地域（シンガポールを除く） 月額 12 万円
 - ・その他の地域（シンガポールを含む） 月額 16 万円
- (2) 留学準備金
 - ・アジア地域（シンガポールを除く） 15 万円
 - ・その他の地域（シンガポールを含む） 25 万円

4 給付予定者数

原則として年間 3 名程度とする。ただし、予算の都合により、変更になる場合がある。

5 申請書類

奨学金等の受給を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 大学院学生の海外留学奨学金申請書（別紙様式 1）
- (2) 直近の成績表 ※教務情報システムから出力した GPA 記載があるもの。

6 申請期限

各研究科から学生部国際教育課への申請期限：令和 7 年 10 月 24 日（金）
各研究科により申請期限が異なるため、申請希望者は所属する研究科へ確認すること。

7 申請書類提出先

申請書類は、申請者が所属する研究科に Excel データにて提出することとする。

8 選考及び結果の通知

選考は、琉球大学グローバル教育支援機構国際教育専門委員会の議を経て、学長が行う。
選考結果については、学長から研究科等を経由し、申請者に対して選考結果を通知する。

9 報告書の提出

原則として帰国後 1 か月以内に、留学報告書（別紙様式 2）の Excel データ及び派遣先大学からの成績証明書（写し）または研究成果が確認できるものを学生部国際教育課に提出すること。

10 遵守事項

奨学金等受給決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 海外留学期間中は、原則として支給対象月の 5 日までに、在籍確認書 兼 奨学金請求書（別紙様式 4）を学生部国際教育課に提出すること。
- (2) 提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに理由書（様式任意）を添えて学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、学長に提出するものとする。
- (3) 大学行事等において留学報告の機会がある場合には、積極的に報告を行うこと。

11 BEVI-J の受検

プログラム開始前及び帰国後 1 ヶ月以内に参加者の BEVI-J 受検を実施すること。（BEVI-J の実施について、申請者本人が（global-education@acs.u-ryukyu.ac.jp）までお問い合わせください。）

12 奨学金等の支給

留学準備金の支給は、支給申請書（別紙様式 3）、及び留学先機関からの受入証明書等、受入を証明する書類を学生部国際教育課が受理した上で行う。奨学金の支給は、該当月に在籍確認書 兼 奨学金請求書（別紙様式 4）を学生部国際教育課が受理した上で行う。

なお、受入機関においてひと月に 8 日間以上研究活動を行う場合に限り、その月の分の奨学金を支給する。ただし、活動開始日から活動終了日までの活動日数が 31 日以下の場合は、ひと月分の奨学金を支給する。

13 奨学金等支給の取消

受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金等の支給を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に虚偽があった場合
- (2) 提出すべき書類が期限内に提出されなかった場合
- (3) 申請書に記載の研究活動が実行されていない場合
- (4) 遵守事項に定める義務を怠った場合
- (5) 訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- (6) 修学状況等が著しく不良であると判断された場合

- (7) 前各号にかかげるもののほか，受給者としての資格・要件を欠くに至った場合
- (8) プログラム開始前及び帰国後に BEVI-J を受検しなかった場合

1 4 奨学金等の返還

奨学金等受給決定者が留学を辞退した場合又は前述の取消事由により奨学金等の支給を取り消された場合は，受給した奨学金等の全額又は一部を返還しなければならない。